小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業

要求水準書(案)

令和８年１１月

神奈川県内広域水道企業団

目　次

○用語の定義 ..... － 1 －
○本書の位置づけ ..... － 3 －
第１　総則 ..... － 4 －
　１　事業の目的 ..... － 4 －
　２　事業者に求める役割 ..... － 4 －
　３　事業内容に関する事項 ..... － 5 －
　　（１）　事業名称 ..... － 5 －
　　（２）　事業管理者の名称 ..... － 5 －
　　（３）　事業場所 ..... － 5 －
　　（４）　事業形態 ..... － 5 －
　４　対象施設 ..... － 7 －
　　（１）　対象施設の概要 ..... － 7 －
　　（２）　整備対象設備及び主な整備内容 ..... － 9 －
　　（３）　維持管理業務の対象施設 ..... － 10 －
　５　本事業に係る基本事項 ..... － 11 －
　　（１）　対象施設に求める能力 ..... － 11 －
　　（２）　耐震性能 ..... － 11 －
　　（３）　本事業期間終了時における対象施設の状態 ..... － 11 －
　　（４）　企業団が行うモニタリング ..... － 11 －
　　（５）　事業者が行うセルフモニタリング ..... － 12 －
　６　本事業における留意事項 ..... － 12 －
　　（１）　本事業の対価 ..... － 12 －
　　（２）　企業団における窓口 ..... － 12 －
　　（３）　他工事との調整 ..... － 12 －
　　（４）　衛生管理 ..... － 12 －
　　（５）　施設の立ち入り ..... － 12 －
　　（６）　施錠管理 ..... － 13 －
　　（７）　事業者提案の使用及び保護 ..... － 13 －
　　（８）　特許権 ..... － 13 －
　　（９）　要求水準書等に記載のない事項への対応 ..... － 13 －
　　（１０）　要求水準の変更 ..... － 13 －
　　（１１）　遵守すべき関係法令 ..... － 14 －
　　（１２）　各種申請・届出等 ..... － 17 －
第２　設計業務に関する要求水準 ..... － 18 －
　１　基本事項 ..... － 18 －
　　（１）　業務の範囲 ..... － 18 －
　　（２）　統括責任者 ..... － 18 －

（３） 現場代理人 ..... － 18 －
（４） その他留意事項 ..... － 18 －
２ 業務内容に関する要求水準 ..... － 19 －
（１） 共通事項 ..... － 19 －
（２） 施工計画に関する要求水準 ..... － 20 －
（３） 性能等に関する要求水準 ..... － 20 －
第３ 施工（工事）に関する要求水準 ..... － 26 －
１ 基本事項 ..... － 26 －
（１） 業務の範囲 ..... － 26 －
（２） 業務工程 ..... － 26 －
（３） 一般事項 ..... － 26 －
２ 業務内容に関する要求水準 ..... － 26 －
（１） 工事全般 ..... － 26 －
（２） 性能確認に関する要求水準 ..... － 27 －
（３） 完成図書の提出 ..... － 27 －
（４） 工事期間中の対応 ..... － 27 －
（５） 環境対策 ..... － 28 －
（６） 施工日及び施工期間 ..... － 28 －
第４ 維持管理業務に関する要求水準 ..... － 29 －
１ 基本事項 ..... － 29 －
（１） 一般事項 ..... － 29 －
（２） 業務の範囲 ..... － 29 －
（３） 事業期間 ..... － 29 －
（４） 業務日及び業務時間 ..... － 29 －
（５） 提出書類 ..... － 30 －
（６） 業務責任者及び作業従事者 ..... － 30 －
（７） 維持管理計画の策定 ..... － 31 －
（８） 業務報告書 ..... － 32 －
（９） 維持管理業務の体制 ..... － 32 －
（１０） マニュアル作成及び整備 ..... － 33 －
（１１） 執務室等の貸与 ..... － 33 －
（１２） 支給品及び貸与品 ..... － 33 －
（１３） 安全管理 ..... － 34 －
（１４） 衛生管理 ..... － 34 －
（１５） 教育訓練 ..... － 34 －
（１６） 業務引継ぎ ..... － 34 －
（１７） 環境対策 ..... － 35 －
（１８） 工事協力 ..... － 35 －
（１９） 施設の立ち入り ..... － 35 －

（２０） 火災、盗難の防止 ..... － 35 －
（２１） 情報の管理 ..... － 35 －
（２２） その他留意事項 ..... － 35 －
（２３） 疑義 ..... － 36 －
２　業務内容に関する要求水準 ..... － 36 －
（１） 基本事項 ..... － 36 －
（２） 日常点検等業務 ..... － 36 －
（３） 保守修繕業務 ..... － 37 －
（４） 計画外修繕 ..... － 38 －
（５） 緊急時対応業務 ..... － 39 －

○用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
企業長	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業をいう。
対象施設	小雀ポンプ場（小雀調整池を一部含む）をいう。
応募者	本事業に応募する単体企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
入札参加者	応募者のうち本事業への入札を行った者をいう。
構成企業	応募者を構成する者をいう。なお、応募者が単体企業の場合においても「構成企業」と表現する。
代表企業	応募者を代表する企業として、全業務の遂行管理の責任を持つとともに、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行う者をいう。なお、建設ＪＶ及び維持管理ＪＶにおける代表企業は別途定義する。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、落札者の選定に必要な評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会をいう。
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、総合評価方式ガイドラインの定めに基づき評価を行い、評価値の最も高い者をいう。
落札者	落札候補者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに維持管理に係る委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本協定	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される協定をいう。
基本協定等	基本協定、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物及び電気機械設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。

用語	定義
日常点検等業務	従来、企業団が行っていた週例点検・月例点検・年次点検等の作業をいう。
週例点検 （日常点検）	1日から1ヵ月程度の周期を目安に、巡視を主体とし、運転状態の設備を対象として点検するものであり、五感による機器の状態確認、軽易な手入れ、記録及び注油を行う点検をいう。
月例点検	1ヵ月から1年程度の周期を目安に、必要に応じて機器各部を短時間部分停止し、目視、触手等による異常の確認、軽易な補修、測定、注油、清掃等を行う点検をいう。
年次点検	6ヵ月から2年程度の周期を目安に、機器を長時間停止し、内外部の状態を調査する作業をいう。
保守修繕業務	精密点検・計画修繕の作業をいう。
精密点検	主として機器を長時間の停止により、分解して各部の状態を調査し、摩耗、劣化等の不良箇所の修繕、取り替え、調整及び塗装等を行う点検をいう。
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位及び部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
計画修繕	設備の運転が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設設備	本事業期間中に、事業者が新設又は更新を行った設備をいう。
既設設備	本事業開始前から企業団が設置し維持管理している設備をいう。 既設設備は、更新対象設備、撤去対象設備、継続利用設備に分類される。
整備対象設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に事業者が更新もしくは改造する設備をいう。
更新対象設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に事業者が更新する設備をいう。
撤去対象設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に事業者が撤去する設備であって、更新対象設備に該当しないものをいう。
継続利用設備	既設設備のうち、本設計・工事期間中に更新又は撤去の対象とならない設備であって、本事業期間中に使用を継続するものをいう。
建設ＪＶ	本事業の設計・施工業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
建設ＪＶ代表企業	建設ＪＶを代表する企業をいう。
維持管理ＪＶ	本事業の維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理ＪＶ代表企業	維持管理ＪＶを代表する企業をいう。

○本書の位置づけ

神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、企業団が小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業をＤＢＭ（Ｄｅｓｉｇｎ　Ｂｕｉｌｄ　Ｍａｉｎｔｅｎａｎｃｅ）方式により実施するにあたり、設計・施工並びにその後における維持管理業務に関して、企業団が要求する水準を示すものであり、入札説明書等と一体のものとして位置づける。

第１　総則

１　事業の目的

小雀ポンプ場は、小雀調整池から朝比奈調整池まで浄水を揚水するためのポンプ場である。無人の施設であり、水運用センターから職員が遠隔で運転操作及び監視を行っている。施設の維持管理については水運用センターの職員が実施している。また、設備の精密点検やその他定期修繕は専門業者に委託しており、職員はその監督業務を実施している。

当該施設は長時間の送水停止が困難であるため、既存設備の状況を把握し、継続運用下で設備更新する方法を検討する必要がある。また、施設が狭隘であり、各工種が密接に関連しているため、一部工程の遅れが全体に波及する可能性があり、作業ステップや作業ヤード等の密接な調整といった総合的な施工管理が必要となる。

そこで本事業では、事業者の創意工夫を最大限に発揮し、より効率的な整備を実現するため、ポンプ場の維持管理業務を含む DBM 方式により、電気設備及び機械設備等の増設・更新を実施するものである。

２　事業者に求める役割

本事業では、小雀ポンプ場の運用を継続しながら設備更新を行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性や施設に関する課題に留意しつつ、本事業を確実に実施する計画を策定し、技術力や創意工夫を発揮することを求める。また、効率的かつ安全な設計・施工を行い、安定的・継続的な用水供給を支える維持管理を企業団と協力して柔軟に実施していくことを求める。さらに、緊急時には即座に現場へ技術者を派遣できる体制の構築を求める。

運用面	● ポンプ容量が異なるため、流量設定不可領域が存在しており、運用に若干影響している。 ● 送水ポンプは、配電系統1系に2台、2系に1台とアンバランスな構成となっており、維持管理における運用制約がある。 ● 設備老朽化による故障リスクがある。 ● 非常用発電機燃料は24時間分を確保しているが、大規模停電を踏まえて増強の必要がある。
工事面	● 敷地が狭隘なため、特高受変電設備更新や燃料タンク増設に工夫が必要である。 ● 同時期に多数の更新を行うため、入札不調の影響が大きく、また契約後は施工ステップや作業ヤードの確保等で各工事間の調整が必須である。 ● 送水先には他施設からのバックアップができない地点もあり、送水停止可能時間が限られている。 ● 運用を継続しながら工事を進めるためには、全体を考慮した総合的な施工計画立案が必要である。

維持管理面	● 小雀ポンプ場は、無人施設であり、職員が常駐する水運用センターと距離があるため、故障対応に時間を要する。特に夜間や休日の対応に苦慮している。 ● 水運用センターシステムには、小雀ポンプ場からの信号や情報がある程度集約されて伝送されるため、全ての状況を水運用センターで把握することができない。 ● 水運用センターから設定変更ができない項目があり、運用上の制約がある。 ● 将来、官民ともに技術者の減少が想定されるため、点検業務、定期的な設備の補修対応などの省力化が必要である。

3　事業内容に関する事項

（1）事業名称

小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業

（2）事業管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団　企業長　城　博俊

（3）事業場所

横浜市戸塚区小雀町 2381 番地　小雀ポンプ場
（ただし、横浜市戸塚区小雀町 2470 番地　小雀調整池を一部含む）

（4）事業形態

ア　本事業の方式

設計及び施工並びに維持管理業務委託一括発注方式（ＤＢＭ方式）
本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。
本事業は、事業者によるＳＰＣ（特別目的会社）設立は認めない。

イ　事業者選定方式

総合評価方式（技術提案型）

ウ　本事業のスケジュール（予定）

・基本協定の締結	令和 10 年 2 月頃
・工事請負契約の締結	令和 10 年 3 月頃
・維持管理業務委託契約の締結	令和 10 年 3 月頃
・事業期間	令和 9 年度～令和 30 年度 ※契約日から令和 31 年 3 月 31 日まで
・設計・施工期間	令和 10 年 3 月～令和 17 年 3 月
・引継ぎ期間（維持管理）	令和 10 年 3 月～令和 10 年 9 月 30 日
・維持管理期間	令和 10 年 10 月 1 日～令和 31 年 3 月 31 日

※ただし、設計・施工期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

エ　本事業の対象となる業務範囲

表１－１　業務対象範囲

区分	業務	主な内容
設計業務	実施設計	要求水準書及び提案内容に基づき、必要な設計を行う。
	各種調査	施工（工事）に必要な事前調査を行う。
施工（工事）	施工（工事）	要求水準書及び設計業務成果に基づき、工事及び工事現場管理業務を行う。
維持管理業務	日常点検等業務	週例点検、月例点検、年次点検等の業務で、整備対象外の設備も含めた包括管理を行う。
	保守修繕業務	本事業の整備対象の設備について精密点検及び計画修繕を行う。
	計画外修繕	整備対象外の設備も含めて、突発的に発生する故障や不具合に対する修繕を行う。
	緊急時対応業務	警報発生時の障害対応を行う。

※　各業務の詳細は要求水準書の該当する項目を確認すること。

4　対象施設

（１）対象施設の概要

ア　既設設備の概要

設計及び工事の対象施設は小雀ポンプ場であり、本事業に関連する既設設備の概要を表１－２に示す。

表１－２　既設設備の概要

主要設備	数量	仕様	設置年度	備考
送水ポンプ（小） 1号及び3号	2台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,100kW	H4	ＶＶＶＦ装置による速度制御（H29～） 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
送水ポンプ（大） 2号	1台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,450kW	H11	セルビウス装置による速度制御 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
特高受変電設備	1式	受電電圧：66kV 常用・予備2回線受電 絶縁方式：ＳＦ6 変圧器容量：4,000kVA×2	H12	契約電力は1,800kW （令和8年4月時点）
高低圧電気設備	1式	－	S62～H4	－
監視制御装置	1式	－	H24	－
非常用発電設備	1台	機関：ガスタービン 定格出力：2,000kVA	H25	地下タンクに24時間連続稼働可能な燃料を備蓄（20,000L）
ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	S60頃	－
受変電棟	1棟	鉄筋コンクリート造	S60頃	－
小雀調整池	2池	鉄筋コンクリート造 有効容量：15,000㎥×2	S53頃	池へ流入・流出する管の弁室に水量・水質の計測設備等を設置

イ　工事区域及び維持管理区域

小雀ポンプ場の工事区域及び維持管理区域は、別紙 1 に示す事業範囲のとおりとする。

ウ　立地条件

小雀ポンプ場の立地条件（令和８年６月時点）は表１－３に示すとおりである。

表１－３　小雀ポンプ場立地条件

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="5">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画区域</td><td colspan="5">都市計画区域内</td></tr>
<tr><td colspan="2">市街化区域</td><td colspan="5">市街化調整区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火区域</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度地区</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td colspan="5">該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地周辺の用途区域</td><td colspan="5">別紙2参照</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">接道種別</td><td>北側</td><td>南側</td><td>東側</td><td colspan="2">西側</td></tr>
<tr><td>－</td><td>建築基準法第42条第1項1号</td><td>建築基準法第43条第2項第1号の認定又は同項第2号の許可を要する道路状空地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">容積率</td><td colspan="5">80%</td></tr>
<tr><td colspan="2">建ぺい率</td><td colspan="5">50%</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ制限</td><td colspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">日影規制</td><td>対象</td><td colspan="5">軒の高さが7mを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物</td></tr>
<tr><td>平均地盤面からの高さ</td><td colspan="5">1.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日影規制時間</td><td colspan="4">5m＜敷地境界線からの水平距離≦10m</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="4">10m＜敷地境界線からの水平距離</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">北側制限</td><td colspan="5">規制あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">騒音規制
（法・条例）</td><td>午前8時～午後6時</td><td colspan="3">午前6時～午前8時
午後6時～午後11時</td><td>午後11時～午前6時</td></tr>
<tr><td>55 デシベル</td><td colspan="3">50 デシベル</td><td>45 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">振動規制
（法・条例）</td><td colspan="3">午前8時～午後7時</td><td colspan="2">午後7時～午前8時</td></tr>
<tr><td colspan="3">60 デシベル</td><td colspan="2">55 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭防止法</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">景観条例</td><td>届出対象</td><td colspan="5">届出不要</td></tr>
<tr><td>ゾーン区分</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害区域等</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">がけ条例</td><td colspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋蔵文化財包蔵地（遺跡）</td><td colspan="5">一部該当（神奈川県教育委員会に照会済）</td></tr>
<tr><td colspan="2">バリアフリー条例</td><td colspan="5">本事業に影響しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">中高層建築物</td><td colspan="5">高さが15mを超える建築物等の場合該当　※本事業には影響しない</td></tr>
</table>

（２）整備対象設備及び主な整備内容

本事業の整備対象設備と主な整備内容を表１－４に示す。詳細は別紙３で示す。

表１－４　整備対象設備及び主な整備内容

整備対象設備		整備内容
送水ポンプ	電動機及びポンプ	1号と3号は更新又は流用（流用の場合はオーバーホールを行う） 2号は更新、4号は新設
	速度制御装置	全てVVVF方式を採用 1号、2号、3号は更新、4号は新設
冷却水ポンプ		電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式に 水冷を採用する場合は冷却水配管と併せて更新
油圧設備（貯油槽、油圧ポンプ等）		吐出弁の弁方式変更に伴い撤去
ポンプ室弁類（吐出弁、仕切弁等）		吐出弁はバタフライ弁＋逆止弁とし、 1号、2号、3号は更新、4号は新設 その他はバルブコントローラのみ更新
調整池弁類（仕切弁、バタフライ弁、バイパス弁等）		バルブコントローラのみ更新
特高受変電設備（ガス絶縁開閉装置、主変圧器）		環境配慮型設備で更新
高低圧電気設備	アクティブフィルタ盤等	撤去
	その他（配電盤、分電盤等）	更新 進相コンデンサ盤は受変電棟とポンプ棟で統合 低圧分電盤は維持管理性を考慮した2系統分割構成
非常用発電設備	地下燃料タンク	40,000Lの燃料タンクを増設
	非常用発電設備本体	流用
	その他（電気盤、ポンプ等）	タンク増設に伴う改造（既設メーカーに別途発注）
監視制御装置	中央処理装置	小雀ポンプ場管理室から主要設備の操作ができる機器を整備 主要設備における制御機能のリスク分散のため、分散制御方式を採用 水運用センター管理室においても小雀ポンプ場と同様の監視制御ができる機器を整備
	PLC盤	最適な冗長化を図り更新
	リモート入出力装置	更新、受変電系はポンプ棟電気室に集約
	その他（ポンプ盤、計装盤等）	更新 油圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
計装設備		超音波流量計は、検出器含め撤去 電磁流量計は、変換器のみ更新
付帯設備 （消防設備、空調設備、照明設備等）		更新 無線設備、外灯、自家発電室のファン類、ファン類のダクト、中和設備は流用

（３）維持管理業務の対象施設

本事業の維持管理対象設備を表１－５に示す。

なお、維持管理業務内容の詳細については、「維持管理業務に関する要求水準」に示す。

表１－５　維持管理業務の対象設備

維持管理業務の範囲		新設 設備	既設 設備	土木構造物、 建築物
日常点検等業務	週例点検	○	○	○
	月例点検	○	○	○
	年次点検	○	○	○
保守修繕業務 （更新後に追加）	精密点検、計画修繕	○	－	－
計画外修繕業務		○	○	○
緊急時対応業務		○	○	○

５　本事業に係る基本事項

（１）対象施設に求める能力

対象施設に求める能力は以下のとおりである。

ア　設計・施工期間の必要能力

最小能力：4,000 ㎥/時

最大能力：11,500 ㎥/時（3 台運転時）

イ　設計・施工期間終了後の維持管理期間及び将来の必要能力

最小能力：4,000 ㎥/時

最大能力：14,050 ㎥/時（3 台運転時）

（２）耐震性能

本事業で整備する機械設備は、水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）及び建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）に示す耐震性能を有すること。

（３）本事業期間終了時における対象施設の状態

企業団は、事業期間終了後も対象施設を継続して使用する。事業者は、事業期間終了時に、本事業で整備した全ての設備（事業者の判断によって継続利用する設備を含む）について、次の引渡し条件を満たすこと。

ア　事業終了の 1 年前までに、事業終了時において、要求水準に示した性能及び機能を確保していることを確認する方法を記載した「事業引渡し計画書」を企業団に提出し、承諾を得ること。

イ　事業の最終年度に、「事業引渡し計画書」で示した方法により設備の確認を行い、要求水準に示した性能及び機能を確保していることを「事業引渡し報告書」にまとめ企業団に提出し、報告すること。

ウ　事業終了後 1 年以内に要求水準書に示された性能及び機能を下回らないこと。ただし、耐用年数の超過については問わない。要求水準書に示された性能及び機能を下回った場合（ただし、企業団の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行い、性能及び機能を回復させること。

エ　ウの場合に備え、あらかじめ「事業引渡し報告書」に部品供給の確保等によって、性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策を示し、企業団に提示すること。

オ　事業者は、上記のア～ウを満たすために、事業期間終了までに必要に応じて設備・機器の機能回復を図ること。

（４）企業団が行うモニタリング

企業団は、設計業務、施工（工事）及び維持管理業務について、企業団の定める要求水準への適合状況の確認、事業者提案の実施状況の確認等を目的にモニタリン

グを行う。事業者は企業団が行うモニタリングに協力すること。企業団が行うモニタリングの詳細は、別途公表するモニタリング基本計画書（案）で示す。

（５）事業者が行うセルフモニタリング

事業者は、設計業務、施工（工事）及び維持管理業務のセルフモニタリングを実施し、本書に示す要求水準及び事業者提案の内容に適合しているかの性能確認を行うこと。セルフモニタリングの実施方法、実施内容、実施頻度等については事業者提案によるものとするが、企業団が必要と判断した場合には、随時セルフモニタリングの実施と報告を事業者に求めることができる。なお、別途公表するモニタリング基本計画書（案）を参照すること。

６　本事業における留意事項

（１）本事業の対価

事業者の収入は事業者が実施する対象施設の設計・施工業務、維持管理業務に係る対価で構成される。なお、詳細は別途、工事請負契約、維持管理業務委託契約等で示す。

（２）企業団における窓口

設計業務、施工（工事）、維持管理業務の各期間における企業団の担当窓口は、契約締結後に提示する。

（３）他工事との調整

事業者は、企業団が実施する他工事との調整を行い、本事業の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務を円滑に実施すること。

また、以下に示す既設設備の改造は、別途発注の工事で対応する予定である。このうち、（ア）と（イ）は本事業において工事内容を検討し、工事を実施する前年度の７月までに検討した内容を企業団に提出すること。

【予定している主な関連工事の概要（別途発注）】

（ア）非常用発電設備の地下燃料タンク増設に伴う電気盤や機械設備の改造

（イ）本事業監視制御設備更新に伴う水運用センターシステムのソフト改造

（ウ）無線通信設備の更新

（４）衛生管理

事業者は、本事業に従事する者が施設内に立ち入る場合は、水道法第 21 条で定める定期及び臨時の健康診断を受診し、結果を企業団に提出すること。初回の健康診断は、各業務の開始前までに実施すること。

（５）施設の立ち入り

ア　事業者は、本業務に関係のない者の立入り、物品等の持込みをしないこと。

イ　事業者は、本業務の履行に必要となる車両を施設内に駐車させる場合は、事前に企業団の承諾を受けたうえで車両台数等を管理すること。
ウ　本業務の車両であることが分かるように、事業者名・運転者名・運転者連絡先を車両の外から見やすい場所に掲示すること。
エ　工事関係者の通勤用車両は、相乗りするなど、極力少ない車両台数とすること。
オ　入退場方法の詳細は別途企業団と協議すること。

（６）施錠管理

ア　事業者は、対象施設内の施錠管理を適切に行うこと。
イ　施錠管理に必要となる鍵等は貸与するが、厳重に管理すること。管理状況について、企業団が不定期に確認を行う。

（７）事業者提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属し、入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとする。ただし、契約後、企業団が必要と認める場合、企業団と事業者の双方が合意の上で、事業者が入札時に作成した技術資料の全部又は一部を無償で使用及び公開できるものとする。

（８）特許権

事業者提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担すること。

（９）要求水準書等に記載のない事項への対応

要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や維持管理業務については、事業者の責において行うこと。

（１０）要求水準の変更

企業団は、事業期間中に次の事由により要求水準を変更する場合がある。なお、要求水準を変更しようとする場合は、契約内容や費用等についての変更協議を実施した上で、双方が必要と認めた内容の契約変更を行う。

ア　法令等の変更
イ　自然災害、感染症の流行、事故等の発生
ウ　維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し
エ　プロフィットシェアに伴う変更
オ　その他、企業団の帰責事由による事業内容・用途の変更等

（１１）遵守すべき関係法令

事業者は、本事業を実施するにあたり、次の関係法令等を遵守すること。

事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、企業団と協議の上、その扱いを定める。

ア　法令等

本事業の実施にあたって留意すべき主な適用法令等は次のとおりであり、設計業務及び施工（工事）並びに維持管理業務の各段階において遵守すること。

1	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
2	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
3	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
4	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
5	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
6	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
7	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
8	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
9	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
10	土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
11	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
12	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
13	悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
14	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
15	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)
16	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
17	計量法(平成４年法律第 51 号)
18	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
19	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
20	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
21	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
22	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
23	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
26	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
27	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)

28	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
29	製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
32	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
33	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)
34	個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
35	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号)
36	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号)
37	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号)
38	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号)
39	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号)
40	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)
41	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号)
42	クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号)
43	その他本事業に関連する法令等

イ　横浜市の条例等

本事業の実施にあたって留意すべき主な条例等は次のとおりであり、設計業務及び施工（工事）並びに維持管理業務の各段階において遵守すること。

1	横浜市建築基準条例
2	横浜市開発事業等の調整等に関する条例
3	横浜市地域まちづくり推進条例
4	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
5	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例)
6	横浜市火災予防条例
7	横浜市生活環境の保全等に関する条例
8	神奈川県土砂の適正処理に関する条例
9	神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法
10	横浜市廃棄物の減量化､資源化及び適正処理等に関する条例
11	横浜市下水道条例
12	その他本事業に関連する条例等

ウ　要綱・指針等

本事業で適用する要綱、指針等は次のとおりであり、設計業務及び施工（工事）並びに維持管理業務の各段階において該当する最新版を適用すること。ただし、

同等の性能を確保した場合はこの限りではなく、その他本事業に関係する要綱、指針等があればそれを適用することができる。

1	水道施設設計指針（日本水道協会）
2	水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
3	建築工事監理指針（国土交通省）
4	機械設備工事監理指針（国土交通省）
5	電気設備工事監理指針（国土交通省）
6	建築改修工事監理指針（国土交通省）
7	水道維持管理指針（日本水道協会）
8	建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
9	土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
10	建築工事安全施工技術指針（国土交通省）
11	建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
12	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省・厚労省）
13	神奈川県内広域水道企業団事業継続計画-地震編
14	神奈川県内広域水道企業団　新型インフルエンザ等対策行動計画
15	その他関連するガイドライン・マニュアル・手引き等
16	その他本事業に関連する要綱及び各種基準等

エ　仕様書等

本事業に適用する企業団の仕様書等は次のとおりであり、設計業務及び施工（工事）並びに維持管理業務の各段階において該当する最新版を適用すること。ただし、同等の性能及び手段を確保した場合はこの限りではなく、その他本事業に関係する仕様書等を企業団が認める場合、それを適用できるものとする。

1	工事共通仕様書（神奈川県内広域水道企業団）
2	維持管理業務委託共通仕様書（神奈川県内広域水道企業団）
3	土木工事施工管理基準（神奈川県内広域水道企業団）
4	土木工事共通仕様書（国土交通省）
5	測量、土質・地質調査、設計業務共通仕様書（国土交通省）
6	公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）
7	建築工事監理業務委託共通仕様書（神奈川県内広域水道企業団）
8	建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）
9	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
10	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
11	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）

12	その他実施設計の内容に応じて必要となる各種仕様書・マニュアル等
13	その他公的機関が発行し、かつ企業団が確認した仕様書等

オ　積算基準等

本事業に適用する積算基準等は次のとおりであり、設計業務及び施工（工事）並びに維持管理業務の各段階において該当する最新版を適用すること。また、積算基準に定めのないもの等については、企業団の承諾を得ること。

1	土木工事設計単価表（神奈川県内広域水道企業団）
2	公共工事設計労務単価表（神奈川県内広域水道企業団）
3	設計業務委託等技術者単価表（神奈川県内広域水道企業団）
4	水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）
5	土木工事標準積算基準書（国土交通省）
6	下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）
7	公共建築工事積算基準（国土交通省）
8	その他本事業に関連する積算基準等

（１２）各種申請・届出等

事業者は、行政書士法を含む法令に反しない範囲で本業務の履行にあたり事業者が行うべき関係法令に基づく官公署、その他の関係機関への必要な各種申請・届出等を行うこと。また、企業団が行うべき各種申請・届出等に係る資料作成等の支援を行うこと。

なお、各種申請・届出等に係る手数料等の費用は、以下のいずれの場合においても事業者の負担とすること。

ア　事業者が申請・届出を行う場合

イ　事業者が資料作成等の支援を行った上で、企業団が申請・届出を行う場合

第２　設計業務に関する要求水準

１　基本事項

（１）業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案書等に基づき本事業に必要な設計業務を行うこと。なお、施工の実施に際して必要とされる調査についても業務範囲に含むこと。

ア　提出図書

事業者は、設計・施工（工事）内容に関する詳細事項の検討及び実施設計図書の作成を行い、企業団の確認を受けた後、実施設計図書を企業団に提出すること。

実施設計図書の内容は以下のとおりとし、提出部数は紙媒体 1 部及び電子媒体での提出とすること。

（ア）各種計画、各種検討書、各種計算書
（イ）設計図
（ウ）機器仕様書（機器製作仕様書、機器製作図、施工図）
（エ）業務工程表
（オ）工事費内訳書
（カ）その他指定する書類等

（２）統括責任者

設計・施工（工事）期間全体を通じて、事業を総合的に調整・管理する責任者を配置すること。

統括責任者は、契約日までに完了した事業の統括等の業務経験（プロジェクトマネージャー等）を有していること。

（３）現場代理人

設計・施工（工事）期間全体を通じて、工事請負契約に基づく現場代理人を配置できること。なお、現場代理人は、公告日までに更新工事又は新設工事に係る現場代理人の経験を 5 年以上有し、かつ、吸込口径 800mm 以上のポンプ設備、定格電圧 72kV 以上の特高受変電設備、受電電圧が高圧以上であるポンプ場の監視制御設備のうち、いずれかの更新工事又は新設工事の現場施工期間における現場代理人の経験を有する者とすること。

（４）その他留意事項

ア　事業者は、基本協定等に基づき、必要書類を作成し、企業団が定める期日までに提出すること。提出を求める書類の詳細はモニタリング基本計画書（案）にて示す。

イ　設計業務に係る協議・調整については、企業団が行うモニタリング時や、企業団及び事業者の希望によって適宜開催すること。なお、設計業務に係る協議は、

必要に応じ施工（工事）や維持管理等に関係する構成企業の担当者を出席させること。また、企業団との協議内容等の記録は都度企業団に提出し、その他必要な事項と併せて年度毎に業務報告書として取りまとめ、企業団が定める期日までに提出すること。

ウ　導入する機器は、長期間の維持管理業務に配慮した設計を行うこと。

エ　企業団が過去に実施した測量調査や地質調査結果は参考とし、設計や施工計画に必要な各種調査は事業者の責任において実施すること。

オ　本事業の設計業務・施工（工事）にあたっては既存施設内の建築物及び近隣環境との整合に配慮すること。

カ　その他、既存資料に不足する調査や高度な提案内容の実現のために必要な調査等については、事業者の責任において実施すること。

２　業務内容に関する要求水準

事業者は各種関連法令及び設計に関する指針等を遵守し、設計前に工程、並びに体制等を明確にした設計計画書を作成し、企業団の確認を受けた上で、設計に着手すること。

（１）共通事項

ア　本事業の与条件において、安全に電気及び機械設備等を更新し、確実な運用が行えること。

イ　信頼性、経済性、維持管理性、安全性、操作性等を十分考慮すること。

ウ　既存の土木・建築構造物、機械設備及び電気設備の現況を考慮した適切な計画とすること。

エ　既設設備から新設設備に運転を切り替える際及び維持管理期間中における修繕等の際は、送水等の運用影響を最小限にすること。

オ　次期更新を見据えた機器配置とし、維持管理上の動線も考慮すること。

カ　騒音・悪臭・粉塵及び排水等による周辺環境への影響に配慮すること。

キ　省エネ及び脱炭素に配慮し、トップランナー方式及びグリーン購入法に基づく特定調達品目の使用を優先すること。

ク　工事資材の仮置き場所は、事業者が必要とする期間、範囲及び重量等をまとめた資料を企業団に提示し、協議により決定すること。

ケ　本事業で必要な配管、ケーブル配線配管、支持材、基礎等についても検討範囲に含めること。

コ　撤去する既設設備及びそれに伴い生じる廃油、ＳＦ6ガス等の産業廃棄物、ケーブル配線配管、支持材、基礎等は、施工箇所の復旧並びに撤去品の処分を含め検討・設計の範囲とすること。

サ　本事業の施工にあたり必要となる既設設備の改良内容、改良に関する施工方法（施工手順）、施工期間中における制約事項などについては、設計業務にて明確にすること。

（２）施工計画に関する要求水準

ア　対象施設は、停止できない重要な施設であることから、施工にあたっては十分に施工手順を検討し、機能を低下させない手順とすること。

イ　送水ポンプ設備の整備にあたっては、原則送水ポンプ 3 台の運転を確保し、別途記載した設計・施工期間の必要能力を満足すること。ただし、契約電力の関係から実質的な最大送水能力は別途制限がある場合がある。

なお、施工期間中において、更新後の設備については、契約に基づく部分引渡しにより、運用に使用する。

ウ　部分的に運用開始する設備については、必要な点検等を行うこととし、障害発生時には早急に適切な対策を図り復旧すること。

エ　施工に伴い長期間停止できる送水ポンプの台数は 1 台とすること。

オ　送水ポンプ等の機器は輸送経路を把握し、輸送に支障の無い方法を検討すること。

また、場内クレーンの使用にあたり、定格荷重 10t を超えない荷重とすること。

カ　本事業の整備対象設備について、運転管理上必要な説明会を企業団及び企業団が指定する委託業者等に対して実施すること。なお、説明会実施時期は、施工期間中における主要設備の新設切替直後に計画すること。

（３）性能等に関する要求水準

ア　送水ポンプ設備に関する条件

（ア）送水ポンプは小雀調整池から朝比奈調整池まで浄水を送水できること。

（イ）送水ポンプ整備後は 4 台とも同じ容量とすること。

（ウ）送水ポンプ整備後は 3 台運転にて最大送水量 14,050 ㎥/時を確保すること。

（エ）送水ポンプの全揚程は、小雀調整池の水位から朝比奈調整池の水位までの実揚程と送水管、送水ポンプ周り、朝比奈調整池周りの 3 区間における損失水頭を考慮し、計画すること。

Ａ　水位条件

小雀調整池	Ｈ．Ｗ．Ｌ＋54.00m	Ｌ．Ｗ．Ｌ＋48.00m
朝比奈調整池	Ｈ．Ｗ．Ｌ＋93.00m	Ｌ．Ｗ．Ｌ＋87.00m

Ｂ　送水管

口径	1,800mm
管延長	10,605m

（オ）送水ポンプ 2 号のポンプ設備及び電動機は更新すること。

（カ）送水ポンプ 4 号のポンプ設備、電動機及び付帯設備は新設すること。

（キ）送水ポンプ 1 号、3 号のポンプ設備及び電動機は既設流用又は更新を選択可能とする。既設流用する場合は更新に代わり別紙 1 に示したオーバーホールを実施すること。

また、選択した結果は事業者提案にて明確にすること。

（ク）送水ポンプの速度制御装置について、送水ポンプ 1 号、2 号、3 号は更新、送水ポンプ 4 号は新設すること。

なお、全てインバータ（ＶＶＶＦ）方式を採用すること。

（ケ）最小送水量から最大送水量に至るまで、切れ目のない連続的な流量制御を可能とすること。

なお、ＶＶＶＦ制御にあたり既設ポンプの最低回転数の変更も可能とすること。

（コ）停電時等で送水ポンプがトリップした場合において、ウォーターハンマー等の影響を軽減する安全な設備を構築すること。

なお、ウォーターハンマーの検討にあたっては、送水ポンプ 3 台（最大送水量 14,050 ㎥/時)が同時にトリップすることを想定し、その対策案も含め、検討結果を企業団に提出すること。

（サ）送水ポンプの電動機容量は、1,100kW を超えないものとし、使用電力量が低減できる高効率機器を選定すること。

なお、電動機の選定にあたっては、ポンプだけでなく、速度制御装置や非常用発電設備との組合せを考慮し、最適な仕様（GD^2、始動電流、効率等）を決定すること。

（シ）電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式は空冷式・水冷式のどちらかを採用するものとし、必要な冷却水設備又は換気設備を整備すること。

（ス）電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式に水冷式を採用する場合、冷却水ポンプは 4 台構成とし、内 2 台を予備とすること。整備後の送水ポンプ 2 台につき冷却水ポンプ 1 台で必要な性能を満たせること。併せて、冷却水配管の更新は鋼管とすること。

（セ）ポンプ軸封部はグランドパッキン・メカニカルシールのどちらかを採用すること。

（ソ）送水ポンプ吐出弁は、既設の油圧式ロート弁から、電動式バタフライ弁と逆止弁の構成に変更すること。

（タ）弁方式変更に伴い、ロート弁駆動用の油圧設備は撤去すること。

（チ）送水ポンプ 4 号の吐出弁を新設すること。

（ツ）その他ポンプ室弁類と調整池弁類については、バルブコントローラのみ更新すること。なお、バルブコントローラ以外は既設流用を可能とする。

（テ）小雀ポンプ場ポンプ室では、各機器単独の操作による制御ができること。

（ト）運転号機の切替を容易に行うための機能を実装すること。また、次運転号機、次停止号機を任意に設定できるようにすること。

イ　特高受変電設備に関する条件

（ア）更新後の受電形態及び受電電圧は既設と同様に 66kV とし、常用予備 2 回線受電（1ＶＣＴ,バイパスＤＳ付）とすること。

（イ）特高受変電設備の設置箇所は受変電棟受変電室を原則とすること。

設置スペース、施工上困難な場合は、引込線下部の敷地への設置も可能とするが、必要な保安区画を設けて、維持管理動線に干渉しないようにすること。

（ウ）特高変圧器は受変電棟受変電室に設置すること。

（エ）特高受電設備・変圧器間の接続は、必要に応じて受変電棟に開口部を設けることも可能とする。その場合、必要な補強及び構造計算を行い、建屋の耐震性能を満たすことを確認すること。

（オ）特高受変電設備の更新では、環境配慮型設備へ切替えること。

なお、環境配慮型設備は、特高受電設備や変圧器においてＳＦ6 ガスや鉱油を使用しない設備とすること。

（カ）特別高圧遮断器の形式は、真空遮断器を採用すること。

（キ）変圧器構成は、既設同様に「2 バンク方式」とし、1 台故障時もバックアップ可能な構成とすること。変圧器の切替は無瞬断で行えること。

また、片系変圧器での運用を基本とし、送水ポンプ 3 台運転が可能な変圧器容量を選定すること。

（ク）更新中は、仮設高圧受電を可能とする。ただし、停電リスク低減のため、受電設備の更新は燃料タンク増設後に行うとともに、仮設期間の低減に努めること。

ウ　高低圧電気設備に関する条件

（ア）アクティブフィルタは撤去すること。

また、ＶＶＶＦを高調波抑制型とし、更新後の設備構成で高調波流出電流計算を行い、アクティブフィルタによる高調波対策が不要であることを確認すること。

（イ）受電点における力率が 98%以上となる設備構成とすること。

必要に応じて、進相コンデンサを設置してもよいが、一部屋に統合して設置し、ポンプ場全体の力率制御が行えること。

（ウ）高低圧配電系統は、維持管理性を考慮し 2 系統に分割した構成とすること。

（エ）接地幹線及び接地極も更新すること。

（オ）逆止弁新設に伴い、吐出本管弁用無停電電源装置を撤去すること。

エ　非常用発電設備に関する条件

（ア）小雀ポンプ場において商用電源の供給が停止した場合には、自動で非常用発電設備から給電できる設備を構築すること。

なお、復電後の商用電源への戻しは、自動切換ではなく手動切換とすること。

（イ）非常用発電設備給電時は、送水ポンプ 2 台及び建築付帯設備の運転ができることとし、送水ポンプの起動・運転によって給電停止とならないシステム・機器構成とすること。あわせて、必要となる制御電源、保安電源等を確保すること。

（ウ）非常用発電設備を既設流用とするため、燃料種別は既設同様に灯油とすること。
（エ）容量 40,000L 分の燃料タンクを増設し、既設燃料タンクと合わせて 72 時間連続運転を可能とすること。
（オ）増設する燃料タンクから非常用発電設備へ燃料を移送できる設備を構築すること。
（カ）非常用発電設備の燃料小出槽から、増設する燃料タンクへ燃料を返送できる設備を構築すること。

オ　運転操作設備に関する条件
（ア）送水ポンプ現場操作盤は、2組以上の構成とし、タッチパネル＋伝送（非常停止のみ直送）とすること。また、1組でポンプ及び付帯設備全体が操作できること。

カ　計装設備に関する条件
（ア）調整池流入流量計は検出器含め撤去、その他流量計の検出器は流用可能とするが、変換器は更新すること。
（イ）水位計及び圧力計は既設と同方式で更新すること。
（ウ）残留塩素計及び濁度計は既設流用とすること。

キ　特殊発電設備に関する条件
（ア）直流電源装置は、蓄電池と整流器が一括して収納されたキュービクル形を採用すること。
（イ）無停電電源系統は、装置本体の更新時においても負荷が停電しないよう、適切に外部バイパス回路を設けること。

ク　監視制御設備に関する条件
（ア）監視制御設備は分散制御方式とし、主要な設備における制御機能のリスク分散を図ること。
（イ）小雀ポンプ場管理室及び水運用センターでは、小雀ポンプ場及び小雀調整池の主要機器を手動及び自動により操作可能とすること。なお、対象とする機器については、システム設計後、企業団との協議により決定すること。
（ウ）水運用センターにおいても小雀ポンプ場と同様の監視ができるように、水運用センター監視端末に個別故障信号を追加、もしくは小雀ポンプ場専用の端末を水運用センターに設置すること。
（エ）水運用センター監視端末に個別故障信号を追加する場合、小雀ポンプ場側でしか行えない設定変更が水運用センター側でも変更可能となるようシステム間の取合も含め検討すること。ただし、水運用センターシステム改造の実作業は企業団より別途発注する。

（オ）水運用センターに小雀ポンプ場専用の端末を整備する場合、水運用センター監視端末の監視項目及び操作項目は現在と同様とし、専用端末で小雀ポンプ場側と同様の項目を監視及び操作が可能な構成とすること。
（カ）各種制御及び上位監視装置への信号入出力を行う各ＰＬＣは、冗長化しホットスワップに対応すること。ただし、送水ポンプは予備機があるため、送水ポンプＰＬＣはシングル方式の採用も可能とする。
（キ）ＣＣＴＶカメラ設備は、設備監視用と扉監視用を兼ねたカメラシステムとし、小雀ポンプ場管理室及び水運用センターで監視映像が確認できること。
（ク）ＣＣＴＶカメラ設備は、別紙 1 にて示した位置を参考とし、監視対象の設備・扉が確認できる位置とすること。
（ケ）照明設備は、小雀ポンプ場管理室及び水運用センターからも入・切が可能な構成とすること。
（コ）維持管理業務や非常時の対応に必要となるデータを事業者側でも確認可能なシステムを構築すること。本設備は重要インフラであるため、設計・構築から維持管理の全期間にわたり、最新のサイバーセキュリティ対策を講じること。
（サ）動作履歴、トレンドデータ等を自ら保存して活用することで、最適な維持管理ができること。保存場所は、ローカルサーバー・クラウドサーバーなど任意とする。

ケ　電気設備及び配線工事等に関する条件
（ア）本事業の整備に伴い、各設備への配線配管等を行うこと。
（イ）電路設計にあたっては、エコケーブルを利用し、ケーブル種別、電圧降下等を考慮し適切に選定すること。
（ウ）高圧ケーブルに関しては、シュリンクバック対策型の端末処理材を採用すること。
（エ）屋外を経由する高圧ケーブルは、水トリーの影響を軽減させるため、Ｅ－Ｅケーブルタイプを採用すること。
（オ）整備対象に係る電気設備のケーブル配線工事（撤去を含む）及びこれらによって生じる壁床等の開口閉塞についても本事業範囲とすること。
（カ）本事業は、既設設備を稼働させながらの工事となることから、既設の施設稼働状況を十分に理解し、仮設設備の必要性、施工期間中の制約事項及び工程について明確にすること。

コ　付帯設備に関する条件
（ア）無線設備は別途工事で更新するため、既設流用とすること。
（イ）照明設備のうち、外灯設備は既設流用を可能とするが、屋内設備は水銀灯も含めＬＥＤで更新すること。
（ウ）電話設備を更新すること。
（エ）消防設備は、連動制御設備を対象に更新すること。

（オ）給排水衛生・ガス設備のうち、排水ポンプ、ファン類、排煙設備類は更新すること。ただし、自家発電機室のファン類は、非常用発電設備の補機扱いとして既設流用とすること。また、ファン類のダクト自体は流用可能とする。
（カ）給排水衛生・ガス設備のうち、中和設備は既設流用とすること。
（キ）空調設備については、高効率機器を選定し、既設及び更新後の速度制御装置等の熱負荷条件に基づき、冷房能力の検討を行った上で容量及び台数を決定すること。
（ク）空調機の容量及び台数は、冷房能力の検討に加え、空調機の故障、点検等による影響を考慮すること。
（ケ）空調機の更新は、速度制御装置の施工時期を考慮した適切な時期に計画すること。

第３　施工（工事）に関する要求水準

１　基本事項

（１）業務の範囲

事業者は、要求水準書、事業者提案及び実施した設計業務に基づき、対象設備を整備するために表１－４を参考に必要な施工を行うこと。

（２）業務工程

事業者は、要求水準書、事業者提案及び実施した設計業務で示したスケジュールに基づき、必要な施工を行うこと。

（３）一般事項

ア　適用する仕様書

企業団作成の工事共通仕様書（令和６年１月版）に基づき施工を行うこと。

なお、仕様書の詳細は企業団ホームページに掲載している。

掲載ＵＲＬ：https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/kitei-shiyou/

イ　責任施工

対象施設の能力及び機能は、全て事業者の責任により確保すること。

２　業務内容に関する要求水準

事業者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に工程、並びに体制等を明確にした施工計画書を作成し、企業団の確認を受けた上で、工事に着手すること。

（１）工事全般

ア　事業者は、適宜、企業団と定例会議を開催し、工事の進捗、現場管理の状況等を報告するほか、必要に応じて施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また、企業団は工事における現場での施工状況や施工関係書類の確認を行うことができるものとする。

イ　事業者は、工事着工に先立ち、近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、工事中に近隣調整が必要となった場合においても、事業者が主体的に対応すること。

ウ　工事説明会などにおいて市民など関係者へ本事業内容を説明する場合は、説明会に用いる資料作成、説明会への出席、説明等、企業団に協力すること。

エ　事業者は工事関係者の安全確保に十分配慮すること。

オ　事業者は環境に十分配慮し、必要な調査を行うこと。

カ　工事にあたり、必要な仮設を行うこと。なお、使用した仮設材等は、原則、その用途を満了した後に撤去すること。

キ　使用材料（仮設材は除く）は新品を採用すること。

ク　施設内を他工事等の車両等が通行する際は、その経路を確保すること。

ケ　工事で発生する産業廃棄物は、適宜適正に排出すること。

コ　設備の突発故障を想定し、工事期間中に取り外した更新対象設備の一部は予備補修部品として対象設備が全て撤去されるまで保管すること。保管場所及び取り外した補修予備部品の対象や範囲は企業団と協議し決定すること。なお、突発故障の補修対応は企業団と協議し決定すること。

（２）性能確認に関する要求水準

ア　事業者は、機器の搬入、据付を行うにあたり、社内検査結果を企業団に示し、性能、品質が確保されていることを明確にすること。

イ　企業団が現場据付後の検査を求めた場合は対応すること。

ウ　送水ポンプ設備について、選定した機器の組合せの確実性を事前確認できる方法で試験を実施し、据付後の試運転及び運用開始後の安定性を確保すること。

エ　性能試験の実施に際しては、送水ポンプ設備の性能が要求水準書に記載する能力に適合することを実測データ等に基づき企業団に対して説明を行い、確認を受けること。

オ　試運転は企業団が行う運転管理と十分な調整を行うとともに、企業団の指示等に従い実施すること。また、試運転の実施前に試運転実施計画書を作成し、企業団に提出及び確認を受けること。

カ　試運転及び性能試験に伴い発生する費用（燃料を含む）は事業者の負担とすること。

キ　試運転並びに工事引渡後における契約不適合責任期間において発見された不具合は、改修を行うこと。また、改修後においても試運転を行い性能及び機能を確認すること。

ク　企業団による水道法に基づく施設検査を行う際には、当該検査に必要となる資料作成などに協力すること。

（３）完成図書の提出

事業者は、施工に関し、施工完了時点の完成図書、各種申請図書、その他企業団が求める図書を企業団に提出すること。

（４）工事期間中の対応

ア　現場事務所としてポンプ棟建屋を使用することができる。

イ　工事に必要となる水道及び電気は、原則として企業団から支給する。ただし、既設分電盤やコンセント等から電気を使用する場合は、漏電遮断器を設置すること。また、発電機を用いる場合には、騒音や燃料の漏油等の管理を事業者の責任において行うこと。

ウ　施工は、作業用ヤードも含めてポンプ場内で完結すること。新たな土地の借用や取得等が必要な場合は、事業者の責任において行うこと。

（５）環境対策

事業者は、工事期間中に必要とされる以下の環境対策を実施すること。

ア　省資源及び省エネルギーに配慮した対策

イ　温室効果ガスの排出抑制に配慮した対策

ウ　周辺の生活環境（騒音、振動、悪臭、粉塵、車両通行、通行者、景観等）に配慮した対策

（６）施工日及び施工期間

施工日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日）を除く平日を標準とするが、事業者が施工上必要と認めた場合は、企業団と協議の上で変更することができる。

施工時間は、施工日における 8 時 30 分から 17 時 15 分までを標準とする（休憩時間 60 分間を含む）が、事業者が施工上必要と認めた場合は、企業団と協議の上で変更することができる。なお、企業団の指示により上記施工日、施工時間を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずること。

第４　維持管理業務に関する要求水準

１　基本事項

（１）一般事項

維持管理業務は企業団作成の維持管理業務委託共通仕様書（令和 7 年 7 月版）に基づき実施すること。

なお、仕様書の詳細は企業団ホームページに掲載している。

掲載ＵＲＬ：https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/kitei-shiyou/

（２）業務の範囲

事業者は小雀ポンプ場の運用と適切に連携し、対象設備を整備するために表１－５を参考に維持管理業務を実施すること。

（３）事業期間

維持管理業務の事業期間は以下のとおりとする。

なお、事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和 31 年 3 月 31 日は変更しないものとする。

対象設備		維持管理業務期間
既設設備 土木構造物、建築物	開始	令和10年10月1日を予定 ※令和10年3月から半年程度の引継ぎ期間を経て開始
	終了	令和31年3月31日
新設設備	開始	工事完了した設備から順次開始 ※設計・施工期間は令和17年3月まで
	終了	令和31年3月31日

（４）業務日及び業務時間

業務日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日）を除く平日を標準とするが、事業者が業務上必要と認めた場合は、企業団と協議の上で変更することができる。

業務時間は、業務日における 8 時 30 分から 17 時 15 分までを標準とする（休憩時間 60 分間を含む）が、事業者が業務上必要と認めた場合は、企業団と協議の上で変更することができる。なお、企業団の指示により上記業務日、業務時間を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずること。

また、突発的故障への対応は 24 時間 365 日対応することを求める。

（５）提出書類

事業者は、次の項目の書類を提出し、企業団の確認を受けること。

ア　総合維持管理業務計画書

イ　年間維持管理業務計画書

ウ　その他、本委託業務の履行に関係する法令等で定められた書類や企業団が定める書類

（６）業務責任者及び作業従事者

事業者は、本事業を実施するために必要な人員を配置すること。なお、業務責任者及び作業従事者の常駐は必須としない。

ア　業務責任者

事業者は、作業従事者を監督し、適切に業務を遂行することができ、業務全体の総括の職務を行う管理能力がある者を業務責任者として配置すること。

業務責任者に求める要件は、次のとおりとする。

（ア）業務責任者は、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（イ）業務責任者は、対象施設の技術的知識及び業務内容を十分理解し、かつ業務を円滑に遂行するための能力を備えていること。

（ウ）業務責任者を変更する場合は、事前に企業団に報告し承諾を得ること。

（エ）企業団は、業務責任者について、本業務の履行に著しく不適当と認められる場合は、事業者に対してその事由を明示し、当該業務責任者の変更を求めることができる。

（オ）業務責任者は、作業従事者を監督し、業務範囲における風紀、衛生、人災、盗難等についての秩序維持に努めること。

（カ）業務責任者は、作業従事者を兼ねることは可能であるが、兼ねることによって業務に支障をきたさないこと。

イ　作業従事者

（ア）本業務の履行に必要な専門知識を有すること。

（イ）作業従事者を変更する場合は、事前に企業団に報告すること。

（ウ）企業団は、作業従事者について、本業務の履行に著しく不適当と認められる者がいる場合は、事業者に対してその事由を明示し、当該作業従事者の変更を求めることができる。

（エ）事業者は、本業務の実施に必要な作業従事者に欠員が生じる場合には、速やかに補充すること。なお、補充作業従事者はあらかじめ書面にて届け出ること。

ウ　資格要件

事業者が配置する業務責任者、又は作業従事者は、次に示す法令上配置が必要となる者及び資格を有する者を配置すること。なお、法令上配置が必要となる者等の兼務は可能とするが、本業務の履行に支障をきたさないよう配置すること。

（ア）水道施設管理技士（3 級以上）※1
（イ）第 3 種電気主任技術者※2
（ウ）その他本業務の履行に必要な資格
※1　業務責任者として配置できること。なお、水道施設管理技士の資格種類は「浄水施設」「管路施設」のどちらも認める。
※2　電気事業法第 43 条に規定される電気主任技術者は企業団から選任とするが、本事業では点検計画の策定や点検作業要領書の作成、点検作業指揮等の実務を事業者が実施することから、事業者側に電気主任技術者の配置を求める。なお、常駐は不要とし、外部委託も可能とする。

（7）維持管理計画の策定

事業者は、維持管理業務を実施するにあたって、維持管理業務等の内容を網羅した以下の書類を作成し、維持管理業務契約を締結後、速やかに総合維持管理業務計画書及び初年度の年間維持管理業務計画書を提出し、企業団の確認を受けること。変更が生じる場合は、事前に企業団に報告し確認を受けること。

ア　総合維持管理業務計画書

（ア）総合維持管理業務計画書には、以下の内容を含めること。
　A　事業概要
　B　実施方針
　C　人員体制
　D　品質管理体制
　E　事業期間中全体の業務計画（点検計画・修繕計画・安全管理・工程表等）
　F　緊急時の対応計画（対応内容・支援及び連絡等体制等）
　G　その他必要な事項
（イ）配置する業務責任者及び作業従事者の資格については、有資格者証の写しを添付すること。変更が生じた場合も同様とすること。

イ　年間維持管理業務計画書

（ア）各年度の 7 月中旬までに次年度 1 年間の年間維持管理業務計画書を企業団に提出すること。なお、維持管理業務報告書に掲げるべき課題や改善点がある場合には、その対応策を踏まえた内容とすること。
（イ）事業者は、企業団の小雀ポンプ場で行われる作業等のスケジュールを把握し、双方で調整を行い、当該計画書を作成すること。
（ウ）年間維持管理業務計画書には、以下の内容を記載すること。
　A　人員体制
　B　日常点検計画
　C　保守修繕実施計画
　D　部品、材料及び油脂類（燃料を除く）の調達計画
　E　緊急時の対応

F　課題、改善点への具体的な対応策

G　運用に影響する保守修繕と送水能力の年間計画（今後５年分）

H　その他必要な事項

（エ）日常点検計画について、新設設備は事業者提案に基づいた点検業務を行うものとし、既設設備、土木構造物、建築物は企業団の点検整備指針に則った点検業務を行うこと。

ただし、既設設備、土木構造物、建築物の点検業務は、より効率的な点検内容及び頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。

（８）業務報告書

事業者は、日常点検等業務を実施した場合は点検表及び点検報告書を、保守修繕業務、計画外修繕業務及び緊急対応業務を実施した場合は保守修繕報告書を作成し、いずれも施設管理システムに登録すること。なお、点検表は施設管理システムにて作成するものとするが、各報告書に添付する書類の書式は任意とする。また、維持管理に係る対価の支払いに必要となる年間維持管理業務報告書を企業団に提出し、その内容を報告すること。なお、維持管理に係る対価の支払いは計画外修繕費用も含め、年１回とする。

ア　年間維持管理業務報告書は、毎年度、3月末日までに企業団に提出すること。

イ　年間維持管理業務報告書は、当初計画と実績を明確にした上で、乖離がある場合はその理由、課題、改善点等を整理し、保守等の経過、経過観察事項など状況が適切に把握できるものとすること。加えて、年間を通じた所感や次年度に向けた提案を記載すること。

ウ　年間維持管理業務報告書には、当年度１年間の以下の内容を記載すること。

（ア）点検・修繕等の経歴

（イ）人員体制計画・実績

（ウ）日常点検計画・実績

（エ）保守修繕の計画・実績

（オ）計画外修繕の計画・実績

（カ）部品、材料及び油脂類（燃料を除く）の調達計画・実績

（キ）緊急時の対応実績

（ク）履行状況写真

（ケ）年間を通じた業務履行結果の所感

（コ）その他必要な事項

（９）維持管理業務の体制

ア　本事業期間にわたり、新設設備の能力を維持できるよう維持管理体制を確立すること。

イ　維持管理業務の期間において、事故及び故障が発生した場合に、2時間以内に必要な技術者を参集させることとし、適切な処置を講ずるほか、部品の調達、そ

の他復旧に必要な措置ができる緊急時管理体制を確立させること。なお、故障原因を究明するとともに対応方法について、迅速に企業団に報告すること。

ウ　災害時における段階的な対応手順を策定し、緊急時管理体制に含めること。

（１０）マニュアル作成及び整備

ア　事業者は、本事業の新設設備の日常点検や保守修繕、故障時・緊急時における対応等、維持管理業務に必要となる「小雀ポンプ場機器維持管理要領」を作成し提出すること。

イ　事業者は、作成した「小雀ポンプ場機器維持管理要領」等を用いて、事業者と企業団の相互理解を深めるため、維持管理業務に関する研修を実施すること。また、夜間休日に新設設備に故障が発生した場合等に、運転管理者である企業団が現状確認や機器の停止等の初期対応を実施する場合があるため、それらを用いた必要な訓練を実施すること。

ウ　「小雀ポンプ場機器維持管理要領」は、事業期間中に随時見直しを行うこと。

（１１）執務室等の貸与

事業者は、本業務の履行に必要となる執務室等として、企業団が貸与する場所を無償で使用することができる。事業者は貸与された執務室等を業務責任者に適正に管理させ、本業務の目的以外に使用しないこと。また、貸与された執務室等を常に整理整頓し、清潔に保つとともに、これらに汚損等の損害を与えた場合は事業者の責任において復旧すること。

貸与を予定する執務室等は、ポンプ棟建屋とし、企業団と協議のうえ決定する。

（１２）支給品及び貸与品

ア　本業務に必要となる企業団が保有する施設管理システム用端末や完成図書等は、無償で貸与する。

イ　貸与品を受け取るときは、受領書又は借用書を作成し、企業団に提出すること。

ウ　貸与品については、本事業完了後、企業団の確認を受けた後、速やかに企業団に返納すること。

エ　貸与品は、破損、故障、付属品の有無等について、企業団の指定する日に企業団及び事業者の立会いの下確認すること。

オ　必要となる水道及び電気は、原則として企業団から支給する。ただし、既設分電盤やコンセント等から電気を使用する場合は、漏電遮断器を設置すること。また、発電機を用いる場合には、騒音や燃料の漏油等の管理を事業者の責任において行うこと。

カ　本業務期間は長期に及ぶため、貸与品の経過年数に伴う自然劣化や消耗については事業者の責任は問わない。自然劣化や消耗により使用できなくなった貸与品は企業団に報告し、返納すること。

キ　既設設備の点検作業に必要な機器に付属する専用工具は企業団から貸与する。

（１３）安全管理

ア　事業者は、労働安全衛生法等災害防止関係法令の定めるところにより、必要な安全対策を十分に講じるとともに、最善の作業方法を採用し、かつ、作業内容に応じて適正な作業従事者を配置し、労働災害の防止に万全を期すこと。また、総合維持管理業務計画書等に安全対策を明記し、事業者の責任において業務を履行すること。

イ　事業者は、安全対策を総括する責任者として安全衛生推進者を定め、作業従事者に対し、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の注意事項及び緊急時対応を周知すること。

ウ　事業者は、作業員、関係職員、見学者等の安全を確保するため、掲示板、バリケード、セーフティコーン等を必要に応じて設置すること。

（１４）衛生管理

ア　事業者は、衛生対策を統括する責任者として安全衛生推進者を定め、作業従事者に対し、健康障害の防止を図るための衛生教育を行わせるとともに、健康診断の実施、その他健康の保持増進のための対策を講じること。

イ　事業者は、作業従事者に対して作業上の安全性を考慮した清潔で統一した服装で業務を行わせること。また、本事業と判別できるように事業者名及び名札を携帯すること。

ウ　事業者は、業務場所が水道施設であることを十分考慮し、水道法第 22 条に基づく衛生上必要な措置を講じること。

（１５）教育訓練

事業者は、維持管理業務の適切な履行、安全管理、衛生管理等に関する必要な知識・技能など、作業従事者の教育訓練に努めること。

（１６）業務引継ぎ

ア　事業者は、事業期間終了時において、対象施設が要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、かつ損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。

イ　本事業終了により企業団又は次期事業者へ業務を引き継ぐ際に、企業団は事業者に技術指導協力を求めることができる。

ウ　事業者は、企業団から企業団又は次期事業者への業務の引継ぎの協力を求められた場合、円滑な引継ぎに協力し、新設設備の継続した運転管理に支障をきたさないよう技術指導すること。また、事業期間終了日の翌日以降も企業団又は次期事業者への技術協力を求められた場合は、引続き技術指導を行うこと。

（１７）環境対策

ア　事業者は、公害防止に関する法令等（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭等）を遵守し、公害の発生防止に努めること。

イ　事業者は、脱炭素・省エネ等環境に配慮した維持管理業務に努めること。

（１８）工事協力

本事業の新設設備を含め、維持管理業務の対象施設に別途工事等が事業期間中に生じた場合は、その別途工事の調整に協力するとともに、施工中及び施工後においても適切に業務を履行すること。なお、施工後に維持管理業務内容の変更が必要となった場合は、企業団は契約変更に関する協議を行う。

（１９）施設の立ち入り

ア　事業者は、機械警備システムによる警備が行われている箇所に立ち入る場合は、事前に企業団の許可を得た上で立ち入ること。

イ　事業者は、場内において車両を運行する際には、制限速度 15km/h 以下を遵守すること。

（２０）火災、盗難の防止

事業者は、施設の火気取締り、工具、部品等の盗難防止に努めること。

（２１）情報の管理

事業者は、本業務により知り得た内容及び完成図書等の関係書類について、企業団の承諾を得ることなく、外部への持ち出し、提供又は無断使用等をしないこと。また、データ等の管理を厳重に行い、外部への流出等の防止対策を講じること。

（２２）その他留意事項

ア　業務実施上の注意事項

（ア）維持管理業務の実施にあたり、水道施設の運用に影響がないよう十分に注意するとともに、企業団の指示に従うこと。

（イ）事業者は、点検及び修繕を実施するにあたり、水運用の状況等のやむを得ない理由により、中止又は延期を求められた場合は、計画を見直すこと。

（ウ）維持管理業務により既設設備等に損害を与えないよう十分注意して作業を実施すること。なお、損害を与えた場合は事業者の責任において復旧すること。

（エ）維持管理業務で発生した交換部品や油脂類、備消耗品は産業廃棄物として取り扱い、事業者は、その排出事業者として自己の責任に基づいて適切に管理し、処分すること。

イ　効率的な運用の取り組み

事業者は、維持管理業務の効率的な実施に向けた取り組みを検討し、継続的に企業団と連携してこれを実施すること。実施した取り組みとその結果は、企業団に報告すること。なお、検討の内容は年間維持管理業務計画書に示すこと。

ウ　非常用発電設備に使用する灯油

非常用発電設備の維持管理に伴い必要となる灯油は企業団で発注する。毎年度の始めに、当該年度及び次年度の灯油使用予定量を企業団に示すこと。

エ　その他

点検及び修繕に要する油脂類、測定機器、作業用工具類、その他必要な資機材等は、事業者が準備・負担すること。

（２３）疑義

要求水準書、事業者提案書、その他本事業に関連する書類等に定めのない事項、又はこの業務履行につき疑義が生じた事項については、その都度企業団と事業者が協議して定めるものとする。

２　業務内容に関する要求水準

維持管理業務は、以下に示す要求水準を満たしたうえで提案により行うことができる。

（１）基本事項

ア　本事業期間にわたり、小雀ポンプ場の能力及び機能を維持すること。

イ　能力及び機能を維持するための維持管理計画を作成し、適切に履行すること。

ウ　保守部品及び修繕部品のリスト化を行い、部品の調達体制を確実にするとともに、部品供給停止時の対応を考慮した維持管理計画を策定すること。

エ　作業前には施設管理システムにおいて、作業票の作成及び申請を行い、作業実施後は同システムに作業内容を入力し、企業団に報告すること。なお、施設管理システムは専用端末から入力し、他の端末からのデータ入力及び出力は不可とする。

オ　点検・修繕の履歴を管理し、維持管理計画の見直し及び設備改善を図ること。

（２）日常点検等業務

ア　対象設備の点検

（ア）新設設備については、事業者提案に基づいた点検業務を行うこと。

（イ）既設設備、土木構造物、建築物については、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行うものとするが、より効率的な点検内容及び頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。

（ウ）非常用発電設備の既設燃料タンクの検査（気密試験）は、本事業に含める新設燃料タンクの検査と合わせて実施すること。

（エ）水運用センターに設置する機器については、日常点検等業務の対象外とする。
（オ）新設設備及び継続利用設備に必要な油脂類の交換を行うこと。
（カ）油脂類の交換作業で使用する潤滑油等は、危険物倉庫にて適切に管理を行い、搬入・運搬すること。
　また、廃油も同様に危険物倉庫にて適切に管理を行い、適切な頻度で搬出し、事業者で適正に産業廃棄物処理を行うこと。

イ　作業票の作成

事業者は、点検及び修繕等の現地作業を行う場合は、施設管理システムで作業内容と影響範囲及び手順書等を示した作業票を 30 日前までに作成及び申請し、企業団の承諾を得ること。

なお、施設運用に影響を及ぼすものについては、年間維持管理業務計画書において予め示した上で、2ヵ月前までに作業票を作成及び申請し、企業団の承諾を得ること。

小雀ポンプ場の運用等により、作業時間及び時期等の変更を指示することがあるため、日頃から施設運用に影響を及ぼす作業は企業団と情報を共有しておくこと。

ウ　対象設備の軽易な補修

事業者は、日常点検等の結果、軽易な補修の必要があると判断した場合は、企業団に報告するとともに、軽易な補修を行い、作業終了後、速やかに施設管理システムに入力すること。

エ　企業団への報告

点検の結果、計画外修繕が必要と判断される場合は、その都度、速やかに企業団にその内容を報告すること。

オ　故障対応に係る事項

（ア）故障対応を実施する場合は、その対応内容だけでなく、設備影響、必要時間などの制約事項を記載した作業計画書等を事前に企業団へ提出すること。ただし、早急な対応が必要と企業団が認めた場合は事後登録とすることができる。
（イ）故障対応を実施した場合は、故障発生から対応完了までの経過を記録し、原因、補修結果、今後の対応等をまとめ、施設管理システムに登録し報告すること。

（３）保守修繕業務

本事業の整備対象の設備が更新されるごとに部分引渡しを行い、保守修繕業務の対象設備に追加する。なお、新設設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も保守修繕業務の対象に含むこと。

ア　精密点検

事業者は、本事業において事業者が設置する新設設備に必要な精密点検を行い、事業期間中の性能及び機能を維持すること。なお、事業者の判断により既設施設を継続利用する場合、新設施設と同等に、事業者が精密点検を行うこと。

イ　計画修繕

事業者は、本事業の新設設備について、計画的に修繕を行い、故障等による施設運用への影響を最小限かつ最短に留めるようにすること。なお、事業期間中の性能及び機能の維持が困難と判明した設備については、必要に応じて本事業内で改造（撤去含む）又は更新すること。

（ア）事業者は、修繕に関する業務計画を立案し、総合維持管理業務計画書及び年間維持管理業務計画書に記載すること。なお、第 1 回閲覧資料において過去に実施した修繕工事の実績を示す。

（イ）事業者の判断により既設施設を継続利用する場合、新設施設と同等に、事業者が計画修繕を行うこと。

（ウ）翌年度の修繕内容は、事業者が実施する日常点検等の結果や企業団が実施する運転監視の状況等を共有したうえで、双方協議のうえ決定すること。

（エ）修繕は、状態監視保全の考え方に基づき、ライフサイクルコストの最適化を目指した内容とすること。

（４）計画外修繕

ア　事業者は、計画外修繕の実施にあたり、事業者自らによる対応が難しい場合も含め、対応方針を企業団へ報告すること。また、作業を行う場合は事前に作業票を作成し、企業団の承諾を得たうえで行うこと。

イ　事業者は、計画外修繕の実施後にその原因について調査・報告を行うとともに、同様の故障が再発する可能性がある場合は、設備の改善等により再発防止に努めること。

ウ　新設設備の計画外修繕は、性能確保が事業者の責務であるため、事業者が自らの費用負担にて実施すること。ただし、災害等の想定外事象による修繕の費用負担は、双方協議のうえ決定すること。

エ　事業者の判断により既設施設を継続利用する場合は、ウに記載の新設施設と同等の扱いとすること。

オ　既設設備、土木構造物、建築物の計画外修繕に係る修繕費用の合計は年間 400 万円（消費税を含む）とし、あらかじめ事業費に含むこと。支払いは実績払いとし、本金額を上限とすること。上限を超過した範囲は設計変更対象とし、企業団と協議の上、事業者又は企業団が実施する。新設設備に対する計画外修繕は、事業者は自らの費用負担にて実施すること。ただし、災害等の想定外事象による修繕の費用負担は、双方協議のうえ決定すること。

（５）緊急時対応業務

水運用センターに出力される小雀ポンプ場の警報は企業団で監視するが、企業団からの依頼に応じて事業者は警報内容を確認し、必要な対応をとること。